

ICMR2025 における調査依頼とその回答に関して

2026/3/16

競技責任者 二俣

リレー競技で計 5 件の調査依頼がありました。調査依頼の内容と、その回答を公開します。

○調査依頼の概要

男子選手権、17 番ポスト（ステーション番号：59 番）の通過が si カードの読み取りでは確認されなかった選手が 2 名いました。選手が所属する大学のオフィシャルから計 5 件の調査依頼が提出されました。17 番ポストは会場近くに設置されており、ビジュアル前（17 番）および最終コントロール（20 番）を兼ねていました。



17	59	/	/	Y			
○		---		340 m	---		→
18	57	∩				∩	
19	76	∩					
20	59	/	/	Y			
○		---		210 m	---		→

なお、本大会では SPORTident 社の電子パンチング計時システム（SI カード、タッチフリー非対応）を使用していました。

また、調査依頼でコントロールからバックアップを読み取る依頼がありましたが、本大会ではクレーム料を徴収せずに実施することとしました（参考：日本オリエンテering実施規則 17.パンチングシステム）。

○調査依頼 1 件目

提出者：横浜国立大学オフィシャル 野口

依頼内容：横浜国立大学 MER1 走高野の 17 番ポストが不通過の記録となっているが、通過している可能性があり、ステーション側に記録が残っているかの確認を依頼したい。

○調査依頼 2 件目

提出者：京都大学オフィシャル 毛利

依頼内容：京都大学 MER2 走竹林の 17 番ポストが不通過の記録となっているが、音を確認し、パンチをしたのでステーション記録を確認してもらいたい。

○調査依頼 1, 2 件目に対する回答

該当するコントロール（59 番）の si ステーションのパンチ記録を読み取りました。

①横浜国立大学 高野選手

10 時 37 分 32 秒にパンチの記録あり⇒20 番ポストをパンチした時刻（si カードに記録されたもの）と一致していました。他にパンチ記録はありませんでした。そのため、結果の変更は行いません。

②京都大学 竹林選手

11 時 35 分 44 秒にパンチの記録あり⇒20 番ポストをパンチした時刻と一致していました。他にパンチ記録はありませんでした。そのため、結果の変更は行いません。

○調査依頼 3 件目

提出者：京都大学オフィシャル 毛利

依頼内容：17 番ポスト（59 番）が不通過の記録となっているが、音を確認しパンチをしたため、日本学生オリエンテーリング選手権実施規則第 14 条パンチングシステムに則り、カメラマンによる写真の確認を依頼する。

○調査依頼 4 件目

提出者：横浜国立大学オフィシャル 野口

依頼内容：男子選手権のコースにおいて、共通の 17 番コントロールが不通過となっており、既にステーションにデータが残っていないかの調査依頼を行っているが、本大会は日本学生オリエンテーリング選手権実施規則に則り、第 14 条 1.パンチングシステムは、日本オリエンテーリング競技規則の 17. パンチングシステムに準ずるとされる。

そのため日本オリエンテリング競技規則 17 条 5.より、本人はパンチしたと認識しているため、コントロールの係員またはカメラによるパンチングの確認ができていないか調査を依頼する

○調査依頼 3, 4 件目に対する回答

si ステーションに関して：多くの競技者のパンチ記録が残っており、ステーションに問題があったとは考えにくいです。

si カードに関して：他のステーションでのパンチ記録が残っており、si カードに問題があったとは考えにくいです。

従って、17.5「パンチのミスが競技者の過失ではない」という条件を立証できないと考えます。そのため、写真の確認は行いません。

また、写真（カメラマンが実施）の静止画では、競技者が si ステーションに si カードを深く差し込み、その状態がパンチ記録が残るべき時間、維持されていることを立証できないと考えます。

○調査依頼 5 件目

提出者：横浜国立大学オフィシャル 野口

本大会は、日本学生オリエンテリング選手権実施規則に則り、第 14 条 1.パンチングシステムは日本オリエンテリング実施規則の 17 条パンチングシステムに準ずるとされている。

回答について、「写真の静止画では競技者が si ステーションに si カードを深く差し込み、その状態がパンチ記録が残るべき時間、維持されていることを立証できない」のは上記の実施規則に反しており、認められない。そのため、調査依頼に対する回答を取り下げ、最調査、再回答を依頼する。

○調査依頼 5 件目に対する回答

前回の回答は再調査の結果、日本オリエンテリング実施規則第 17 条および、IOF フットオリエンテリング競技規則付録 4「認可されたパンチングシステム」に反していません。よって回答の変更は行いません。

参考①：日本オリエンテーリング実施規則 17.パンチングシステム

17.5 コントロール・パンチが欠落しているか不明瞭なものがある競技者は、パンチのミスが競技者の過失ではないことが立証できなければ、順位外とする。競技者の過失でなければ、コントロールの係員またはカメラによる確認や、コントロール（パンチ器具）の記録を読み取ってくることで通過証明としてもよい。競技者の過失であればそのような証拠は認められず、競技者を順位外としなければならない。従来の（接触型）SportIdent、SFR、Learnjoy の場合、以下のようになる。

- ・ 競技者のパンチが速すぎてフィードバック・シグナルを受け取れなかった場合は、カードにはパンチの記録がないので、たとえステーションに競技者のカード・ナンバーが記録されているかもしれなくても、競技者は順位外としなければならない。
- ・ ただし、競技者は所定のクレーム料を支払うことで、主催者にコントロールからバックアップを読み取るよう要求することができる。主催者は、任意のコントロールからバックアップを読み取ってくるができる。ステーションに完全な（エラーではない）パンチ記録があることが判明した場合、競技者は正しくコントロールをパンチしたとみなされ、料金は返金される。そうでなければ、料金は主催者が没収する。

参考②：日本学生オリエンテーリング選手権実施規則 第 14 条 パンチングシステム

1. 『日本オリエンテーリング競技規則』「17.パンチング・システム」に準ずる。

参考③：国際オリエンテーリング連盟（IOF）フット・オリエンテーリング競技会 競技規則 付録 4: 認可されたパンチング・システム (Approved punching systems)

[競技規則 20.1 に、「IOF が認可した電子的パンチング・システムのみ使用してもよい。」と記述されている。]

- ・ （2020 年 1 月時点で）完全に認可されているコントロール・パンチング・システムは、以下のものだけである：
 - ・ エミット (Emit) 電子パンチ & 計時システム
 - ・ SI (SPORTident) システム
 - ・ エミット・タッチ・フリー・パンチング・システム (Version 2013 onwards)
 - ・ SI Air+システム (range ~30cm)
 - ・ SFR システム クラシック (接触型) バージョン

・ Learnjoy システム

・ 最新の認可されたバージョンの詳細は、仮承認されているシステムとともに、IOF のホームページに掲載される。

・ 上記以外のコントロール・パンチング・システムを使用する場合は、事前に IOF 規則委員会 (IOF Rules Commission) の承認が必要である。

・ エミット電子パンチシステムの場合、競技者の電子的コントロール・カードにバックアップ記印のために付されているバックアップ・ラベルは、水につかるなどの競技中に起こりうる状況に耐えうるものでなくてはならない。万一電子パンチが故障していたときのために、バックアップ・カードに明瞭に記印しておくことは、競技者の責任である。

・ SI システムの場合、各コントロールにバックアップ用のピン・パンチを設置しなければならない。E カードを差し込んで、フィードバック・シグナルを確認してから、E カードを抜くということは、競技者の責任である。フィードバック・シグナルが確認できなかつたときには、バックアップ機器を使用しなければならない。

・ コントロール・カードはすべてのコントロールを通過したことが明瞭に示せるものでなければならない。コントロール・パンチが欠落しているか不明瞭なものがある競技者は、パンチのミスが競技者の落度ではないことが立証できなければ、順位外となる。立証できた場合には例外的に、コントロール役員またはカメラによる確認やコントロール機器を読み取ってくることで通過証明とすることができる。それ以外の場合には、そのような証拠は認められず、競技者を順位外としなければならない。従来の (非接触型) SportIdent、SFR、Learnjoy の場合、この規則は以下を意味する。

・ 1 つの機器が故障していた場合は、競技者は用意されているバックアップを使用しなければならず、パンチの記録がなければ順位外とする。

・ 競技者のパンチが速すぎてフィードバック・シグナルを受け取れなかった場合は、カードにはパンチの記録がないので、(たとえコントロール機器が競技者のカード・ナンバーを記録しているかもしれなくても) 競技者は順位外としなければならない。

・ 主催者は、任意のコントロールからバックアップを読み取ることが許される。競技者は 20 EUR (または現地通貨での相当額) を支払うことで、主催者にコントロールからバックアップを読み取るよう要求することができる。コントロールに完全な (エラーではない) パンチ記録があることが判明した場合、競技者は正しくコントロール

をパンチしたと記録されなければならず、料金は返金される。そうでなければ、料金は主催者が没収する。

以上